

「日本再生重点化措置」要望概要

事業名	安心・安全社会の実現のための国民の権利擁護の基盤強化			事業番号	
				担当府省	法務省
日本再生重点化措置 要望額等 (百万円)	要望額	要望に係る 地方負担	同事業の 要求額	要求に係る 地方負担	事業規模
	6,053	0	436	0	6,489
過去の予算額 (当初：百万円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要望+要求)
	2,502	2,576	1,752	1,572	6,489
事業主体	法務省, 地方 自治体	該当する支出先	a.公益法人 b.独立行政法人等 c.地方 d.その他 ()		
関連項目	iv.安心・安全社会の実現				
事業の内容	<p>1 人権救済・啓発活動の強化</p> <p>(1) 子どもの人権啓発活動の強化 いじめ, 児童虐待, 体罰, インターネットによる誹謗中傷などの様々な人権問題が発生している状況において, 子どもを対象とした参加型の人権啓発イベントを展開したり, 既に実績のある子どもの人権教室や人権の花運動を更に拡大するなど, 子どもを対象とした人権啓発活動を強化するものである。</p> <p>(2) 声なき声を聞き取るための調査救済制度の周知 いじめに起因する自殺, 児童虐待, 社会福祉施設における暴行等の人権侵害事案は, その性質上, 身近な人に相談しにくかったり, 周囲に相談できるような人がいないことなどにより, より深刻な事態になりかねないものである。これらの事案は, その性質上, 周囲の目に付きにくいところで起こる上, 被害者が身近な人に相談することを躊躇することが多く, また, 周囲の者もうすうす気付いてもどうしたらよいか分からないため, 深刻な人権侵害事案が潜在化し, 「声なき声」を十分に聞き取れていないという現状にある。 本事業は, このような状況を解消するために, 全国1万4千人の人権擁護委員が地域の活動との連携を強化したり, 様々な媒体を用いるなどして, 法務省の人権擁護機関を周知し, 「声なき声」をできる限り拾い上げようとするものである。</p> <p>2 成長基盤としての登記行政の充実</p> <p>(1) 登記行政サービスのアクセス向上等のための改善 登記情報提供システム, オンライン登記申請システム, 証明書発行請求機等によるサービスについて, 提供するサービス内容の拡大やアクセス向上を図ることにより, 経済取引等に不可欠な登記情報を迅速に入手することを可能とするなど, 国民の利便性の向上及び負担の軽減を図るものである。</p> <p>(2) 閉鎖登記簿及び和紙公図の電子化の推進 閉鎖登記簿及び和紙公図は, 過去の権利関係や土地の位置関係等を表す貴重な公文書等として謄本の交付及び閲覧に供しているが, 紙媒体であるため災害等により滅失するおそれがある。 そこで, 閉鎖登記簿及び和紙公図を電子化し, 情報の保全を図るものである。</p> <p>3 業務システムの強化</p> <p>(1) 戸籍副本データ管理システムの構築 戸籍は, 市区町村に正本を, 最寄りの管轄法務局に副本を備え, 戸籍の正本が滅失した際は, 副本に基づき戸籍を再製することとされているが, 災害時には, 正本・副本ともに滅失するおそれがある。 そこで, 遠隔地の法務局に設置した副本サーバに市区町村からデータを送信し, 当該法務局で副本データの保全・管理を行うものである。</p>				

- (2) オンライン申請システムの業務継続性の確保
 不動産登記や商業・法人登記のオンライン申請等のためのシステムについて、業務代行システムを構築し、システムの重要障害や大規模災害の際もオンラインによる登記の申請や登記情報へのアクセスを可能とするものである。
- (3) 法務省における情報ネットワークの再構築
 国民が安心して安全に暮らしていくための権利擁護の基盤強化を図るため、法務本省及び所管各庁間の情報ネットワークを再構築していくものである。そのため、平成24年度においては、民間事業者の知識・知見を生かして効率的なネットワークを再構築し情報流通の迅速化と安全性・信頼性を確保したネットワーク整備を行うため、ネットワーク再設計に係る調達等支援を民間事業者に委託する。

事業の目的
・効果

- 1 人権救済・啓発活動の強化
 - (1) 子どもの人権啓発活動の強化
 子どもを中心とした多くの国民に人権尊重の意識を広めることができる。
 - (2) 声なき声を聞き取るための調査救済制度の周知
 人権が侵害されている状態が生じている場合、国による救済が速やかに図られることは、社会のセーフティネットとして極めて重要である。
 本事業により、今まで聞き取ることができなかった「声なき声」を聞き取り、一人でも多くの人権侵害の被害者を救済する。
- 2 成長基盤としての登記行政の充実
 - (1) 登記行政サービスのアクセス向上等のための改善
 登記情報提供システム、オンライン登記申請システム、証明書発行請求機等によるサービスに対して、アクセス向上等の更なるサービス拡大を求めるニーズに応じて、登記行政サービスに係る国民の利便性向上・負担軽減及び登記情報の迅速な提供を図ることにより、不動産取引を始めとする各種の経済取引の安全を確保する。
 - (2) 閉鎖登記簿及び和紙公図の電子化の推進
 閉鎖登記簿（コンピュータ化前の登記簿）及び和紙公図（明治時代に作成された図面）には、過去の権利関係や土地の位置関係・形状が記録されており、これらが、滅失した場合には、土地の権利関係等の履歴を調査することが困難となる。
 そこで、これらの帳簿を電子化することにより、情報を保存し、国民に対する公開サービスが停止することのないようにして、業務継続性の強化を図る。また、謄本の交付及び閲覧請求に対する迅速な対応が可能となり、行政サービスの向上につながるものである。
- 3 業務システムの強化
 - (1) 戸籍副本データ管理システムの構築
 戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録、公証する唯一の公簿であり、国民の基盤である重要な情報が記録されている。したがって、仮に戸籍の正本及び副本がともに滅失した場合には、親子関係、婚姻の有無等といった親族的身分関係の確認が困難となったり、相続手続を行うことが不可能となり、国民が多大な不利益を被るばかりでなく、我が国における最も基礎的な行政基盤を喪失することになる。
 取り分け、東日本大震災のような大災害が発生した場合、市区町村と管轄法務局とは近接して所在しているため、戸籍の正本及び副本がともに滅失するおそれがある。
 そこで、市区町村から遠隔に所在する法務局に副本データを送信して保存することにより、戸籍の再製ができなくなるという事態を防止する。
 - (2) オンライン申請システムの業務継続性の確保
 不動産登記や商業・法人登記は、国民の経済取引活動の安心・安全及び円滑を図るための基盤であるところ、オンラインによる登記行政サービスを提供するオンライン登記申請システムや登記情報提供システムは、いずれも業務代行システムを保有しておらず、システムの重要障害や大規模災害により、その機能を失った場合には、申請等手続の大半を占めるオンラインによる登記事務を停止せざるを得ない。
 このため、オンライン登記申請システム等の業務代行システムを構築することにより、オンラインによる登記事務の業務継続性を確保し、取引社会における安心・安全及び円滑を図るものである。

(3) 法務省における情報ネットワークの再構築

安心・安全社会の実現に繋がる法務省の各種業務を推進するに当たって必要となる法務省の情報ネットワークの充実・強化を図ることを目的としており、民間事業者の知識・知見を活用することにより、システム機器の統合・集約化を進めるとともに、災害に強い情報ネットワークの再構築を図り、行政コストの削減を図りつつ情報流通の迅速化と情報セキュリティ確保の両立を図ったシステムの再構築を推進する。

1 子どもの人権啓発活動の強化

- ・人権教室 平成24年度要求・要望参加小学生数：287,100人
(平成22年度参加小学生数実績：281,862人)
- ・人権の花運動・・・平成22年度小学校等3,574校で実施
※ 平成23年度予算：小学3・4年生を対象に実施
→24年度要望：小学1・2年生も対象に拡大要望
- ・人権を考える集い・・・参加者約300人で全国50か所で実施

2 声なき声を聞き取るための調査救済制度の周知

人権擁護機関の存在を認識し、人権侵害を受けた又は人権侵害事案を認知した際に、人権擁護機関に相談や通報をするという選択肢を取ることが可能になる見込み人数(延べ)

- ・周知チラシによるもの：260万人 ・啓発資料によるもの：15万人 ・雑誌広告によるもの：365万人
- ・インターネットバナー広告によるもの(予想クリック数)：80万人
- ・電車内テレビスポットCMによるもの：当該CMを見る具体的な人数を試算することは困難であるが、山手線を例にとると、①放映車両：572両、②期間内の放映回数：2,240回、③当該CMを流す期間内の延べ利用者数：約1億1千3百万人であることを考慮すると、相当数の見込み人数になることが期待できる。

3 平成22年度年間利用件数

- ・オンライン登記申請システム・・・約1,500万件
- ・登記情報提供システム・・・約6,900万件

4 戸籍副本データ管理システムの構築

- ・本籍数(平成23年3月31日現在)・・・51,894,815戸籍
- ・平成22年度戸籍届出数・・・4,464,122件
- ・平成22年度戸籍証明書請求件数・・・40,386,846件

関連・類似のH24年度要求・要望の項目・額及びそれぞれの本要望との関係・役割分担

1 子どもの人権啓発活動の強化(291百万円)

前年度から引き続いて実施する人権教室、人権の花運動及びミニフェスティバルに要する経費は要求として整理し、人権教室、ミニフェスティバルの実施回数の拡大分や人権の花運動の対象範囲の拡大分を要望として計上している。

2 閉鎖登記簿及び和紙公図の電子化の推進(145百万円)

平成20年度から平成23年度までに導入した和紙公図ファイリング用パソコンの消耗品、借料及び雑役務費について、既定経費分として要求しているものである。

1 人権救済・啓発活動の強化

(1) 子どもの人権啓発活動の強化

実績のある事業として、「子どもの人権教室」や「人権の花運動」を実施しているが、学校側からも拡大要望が多いため事業拡大の見直しを行ったものである。

また、参加型の人権啓発活動として、「人権を考える集い(仮称)」を従前のミニフェスティバル開催事業の拡大として見直したものである。

(2) 声なき声を聞き取るための調査救済制度の周知

特定の人権課題を対象とした一定期間の啓発活動は、現在も実施しているところであるが、本事業は、身近な相談機関である人権擁護機関の存在と役割を周知させるものであり、このような大規模な取組自体は初めて実施するものである。

<p>事業の新規性、 見直し内容</p>	<p>2 成長基盤としての登記行政の充実</p> <p>(1) 登記行政サービスのアクセス向上等のための改善 IT技術を活用したサービスが占める割合が急速に高まっており、これらの形態のサービス内容に対して、アクセス向上等の更なるサービス拡大を求めるニーズが多く寄せられているため、新たに実施する事業である。</p> <p>(2) 閉鎖登記簿及び和紙公図の電子化の推進 閉鎖登記簿及び和紙公図を電子化することにより、業務継続性の強化及び謄本の交付請求等に対する迅速な対応を可能とするために、平成20年度から継続して実施している事業であるが、閉鎖登記簿の電子化の対象となる登記所として、津波の浸水の危険が著しく高い登記所を加えている。</p> <p>3 業務システムの強化</p> <p>(1) 戸籍副本データ管理システムの構築 戸籍の正本及び副本がともに滅失することを防止するために新たに実施する事業である。</p> <p>(2) オンライン申請システムの業務継続性の確保 オンライン登記事務を遂行するためのオンライン登記申請システムや登記情報提供システムは、いずれも業務代行システムを保有していないため、新たにオンライン登記申請システム等に業務代行システムを構築する事業である。</p> <p>(3) 法務省における情報ネットワークの再構築 非効率的となっている既存の情報ネットワークの抜本的な改善を図っていくためのシステム再設計に関する事業であり、システムの開発・運用に関する契約を今後極力包括化していくことにより、経費の節減を図る。</p>
<p>備考</p>	